

富山県総合運動公園管理運営手法調査検討業務委託  
仕様書（案）

1 件名

富山県総合運動公園管理運営手法調査検討業務委託

2 目的

本業務は、富山県武道館（令和9年度中に整備予定。以下「県武道館」という。）の整備を契機として、富山県総合運動公園（以下「県総合運動公園」という。）の魅力向上のため、民間事業者を主体とする、県武道館を含めた県総合運動公園全体の最適な管理運営手法を調査することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

4 対象施設

(1) 県総合運動公園については、以下のとおり。

所在地：富山市南中田 368

公園種別：運動公園

開園面積：46.0ha

供用開始：平成5年（1993年10月1日）

運動系施設：陸上競技場、補助競技場、屋内グラウンド、多目的広場、  
トレーニングルーム、クロスカントリーコース

緑地系施設：芝生スポーツ広場、ファミリー広場、のびのび広場

レクリエーション施設：げんき広場

その他：会議室

<https://toyamap.or.jp/kenso/>

(2) 新たに整備予定である県武道館の概要については、次の県ホームページ（「富山県武道館整備基本計画」（改定版））を参照するものとする。

<https://www.pref.toyama.jp/1405/budoukan/budoukanseibi.html>

<参考>スポーツ施設の集積による地域活性化・ウェルビーイングの向上

（令和5年9月4日付け知事定例記者会見「富山県武道館整備基本計画（改定版）の策定について」参考資料）

<https://www.pref.toyama.jp/documents/35997/shiryoku02-4.pdf>

5 業務内容

下記の業務内容を予定するが、提案の内容等により、県と受託者が協議の上、決定する。

- (1) 県総合運動公園及び周辺公共施設（富山県総合体育センターや富山南総合公園等）の現状・課題の整理
- (2) 県総合運動公園が目指すべき将来像（先進事例調査、関係者ヒアリングによるニーズ把握等を踏まえた将来像）
- (3) 県総合運動公園の新たな利活用方法（県武道館の利活用及びプロスポーツチーム等や

周辺公共施設、公共交通機関等との連携等)

- (4) 事業スキームの比較検討（指定管理者制度、PFI-0方式等（県武道館を単体で管理運営するパターンを含めた検討））
- (5) (1)～(4)を踏まえた事業者ヒアリング（実現可能性や参画意向、希望条件等）
- (6) 事業スキーム毎の概算事業費の算出
- (7) 事業スキーム毎の実現化に向けたスケジュールの想定
- (8) 今後の課題抽出・整理

## 6 打合せ・記録

月2回程度のオンライン打合せを基本とし、業務責任者又は代表担当者が出席するものとする。打合せ後は速やかに要点を示した会議録を作成し、発注者に電子メールにより提出するものとする。

また、業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、適宜打合せを追加するものとする。

## 7 成果物

以下の成果物について、紙ベース3部及び電子データ(DVD-R)1部を提出するものとする。

- ・中間報告書（必要に応じて、別途受託者と県が協議のうえ提出）
- ・調査報告書

※1) 成果物の名称や内容は、発注者と受託者との事前協議により詳細を決定すること。

※2) 電子データは原則として発注者が編集可能な形式（Word、Excel等）とそのPDF版とする。

## 8 著作権等の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、発注者に無償で譲渡するものとする。  
著作権法 第27条・・・(翻訳権、翻案権等)  
第28条・・・(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)
- (2) 発注者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。  
著作権法 第20条・・・(同一性保持権)
- (3) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作権等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 受託者は、発注者の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。  
著作権法 第18条・・・(公表権)  
第19条・・・(氏名表示権)

## 9 資料の貸与・返却

発注者が保有する行政資料等について、業務遂行上必要であれば、受託者に貸与するも

のとする。受託者は、発注者の指示に従い、借用書を提出のうえ、資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を返却しなければならない。

なお、貸与された資料は、紛失、汚損しないよう取り扱うものとし、これを公表し、貸与し又は複製してはならない。

#### 10 情報の取扱い

受託者は、本業務の遂行にあたり発注者の所掌する情報資産の保護について万全を期すものとし、その機密性、安全性、可用性を維持するために必要な対策を講ずるとともに、本業務において知り得た情報を正当な理由無く第三者に知らせるほか、本業務の目的外に使用することの無いよう関係者全員に徹底させること。

また、個人情報の取扱いについても、別記「個人情報取扱特記事項」及び関係法令等を遵守し、適切に保護すること。

#### 11 補則

- (1) 受託者は、進捗状況及び今後の進め方等を発注者に逐次報告するほか、対外的な説明等のために発注者から調査検討状況の資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。
- (2) 受託者は、常に発注者の支援者としての立場に立ち、発注者の利益を守ることを最大の任務と捉え、本業務を実施するとともに、契約期間中、発注者との高い信頼関係及び、倫理性の保持を徹底すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受託者が協議のうえ、決定するものとする。